

許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについて

大臣許可漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）についての適格性に関する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 40 条第 1 項第 1 号の規定により許可等をしない場合、法第 45 条柱書の規定により継続の許可等をしない場合及び法第 54 条第 1 項の規定により許可等を取り消す場合の事務並びに法第 52 条第 1 項の規定による報告のうち漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 14 条第 2 項第 8 号の財務の状況に関する報告の事務に関する取扱いを次のとおり定める。

1 適格性の確認

許可等の申請者又は許可等を受けた者に関する法第 41 条第 1 項各号に掲げる適格性は、当該許可等の申請者又は許可等を受けた者の申告により確認する。なお、必要に応じて関係機関への照会を行う。

2 許可等の申請者又は許可等を受けた者による申告

(1) 申告方法

許可等の申請者又は許可等を受けた者は、次の①から③までに掲げる規定ごとに、それぞれ定める様式によって自らの適格性について申告することとする。

① 法第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号（法令遵守）、第 5 号（船舶基準）並びに第 6 号（生産性）

- ア 別記様式 1 「大臣許可漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書」
- イ 別記様式 1 別紙「漁業関係法令違反及び労働関係法令違反の状況について」

② 法第 41 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで（暴力団）

- ア 別記様式 2 「適格性に関する誓約書」

③ 法第 41 条第 1 項第 6 号（生産性）

- ア 別記様式 3 「財務の状況についての報告書（個人経営体）」
- イ 別記様式 4 「財務の状況についての報告書（法人経営体）」

(2) 申告時期

① 別記様式 1（別紙を含む。）の申告時期

許可等の申請者又は許可等を受けた者は、次のアからエまでに掲げるときに提出する。ウに掲げる場合にあつては、当該変更があつた者についてのみ提出する。

なお、別紙は、漁業関係法令違反又は労働関係法令違反がある場合において、大臣許可漁業者等を構成する自然人若しくは法人、当該法人の役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号。以下「令」という。）第 6 条に規定する使用人として操船を指揮監督する者若しくは漁ろうを指揮監督する者ごとに提出する。

ア 法第 42 条又は第 45 条の規定に基づき許可等を申請する場合は、申請のとき

イ 法第 48 条第 2 項の規定に基づき相続又は法人の合併若しくは分割を届け出る場合は、届け出るとき

ウ 法人の役員又は令第 6 条に規定する使用人を変更する場合は、変更があつた日から 2 月以内

エ 許可等の有効期間中に、漁業関係法令違反又は労働関係法令違反があつた場合は、当該違反行為等により確定した処分の通知を受けた日から 14 日以内

② 別記様式2の申告時期

許可等の申請者又は許可等を受けた者は、次のアからウまでに掲げるときに提出する。ウに掲げる場合にあっては、当該変更があった者についてのみ提出する。

ア 法第42条又は第45条の規定に基づき許可等を申請する場合は、申請のとき

イ 法第48条第2項の規定に基づき相続又は法人の合併若しくは分割を届け出る場合は、届け出るとき

ウ 法人の役員又は令第6条に規定する使用人を変更する場合は、変更があった日から2月以内

③ 別記様式3及び別記様式4の申告時期

許可を受けた者は、法第52条第1項の規定に基づき提出する許可省令第14条第2項第8号に規定する財務の状況として、最近における損益を知ることができる書類（特に営業利益及び減価償却費が記された書類として、個人経営体にあつては確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書その他の財務に関する書類をいい、法人経営体にあつては貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類をいう。以下同じ。）を提出するときに提出する。

起業の認可を受けた者についても、法第41条第1項第6号に掲げる適格性を確認するため、少なくとも年に1度、最近における損益を知ることができる書類を提出することとし、その提出に合わせて、別記様式3又は別記様式4を提出する。

(3) 提出先

別記様式1（別紙を含む。）及び別記様式2の提出にあつては、許可省令第116条第1項に掲げる当該大臣許可漁業の許可等の提出書類の経由機関に準ずる。

別記様式3及び別記様式4の提出については、漁獲成績報告書の提出方法に準ずる。

(4) その他

この通知の規定により提出する書類は、許可等を受けた者ごとに提出するものであり、許可等ごとの提出は要しない。

また、同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1の申請書その他の書類に添付した書類を省略することができる。

附 則

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「指定漁業者等の適格性に関する事務取扱いについて」（平成22年3月17日付け21水漁第2904号水産庁長官通知）は、廃止する。
- 3 別記様式1及び別記様式2について、初回提出の取扱いは、改正法施行後速やかに提出することとする。
- 4 別記様式3及び別記様式4について、初回提出の取扱いは、改正法施行後最初の決算後の漁獲成績報告書の提出に合わせるものとする。

大臣許可漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

・法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
・2者以上共同して申請する場合には、全員記入すること。

許可又は起業の認可について、漁業法(昭和24年法律第267号)第41条第1項第1号及び第3号、第5号並びに第6号に掲げる適格性に関する状況は、以下のとおりであることを申し立てます。

なお、以下の内容に虚偽があつた場合には、「漁業法第41条第1項第1号についての適格性の基準」(令和2年7月8日付け2水漁第274号水産庁長官通知)の1(1)⑥の「申請に関し虚偽の申請をしたとき」に該当することを承知しています。

1. 漁業に関する法令の遵守(第1号及び第3号)

Table with 3 columns: 属性, 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名), 漁業に関する法令の違反の有無. Contains 6 rows for data entry.

いずれかに○をつける

※「属性」は、「申立者」の場合には「申」を、「役員」の場合には「役」を、「使用人」の場合には「使」を、それぞれ記入すること。

※「漁業に関する法令の違反の有無」は、有の場合には当該違反の状況を、それぞれ別紙に記入すること。

※2者以上で申請する場合や、法人の役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条で定める使用人の数で欄が足りない場合には、適宜欄を増やすこと。

※法令の違反がある場合は、許可等の申請の日、相続等の届出の日、役員若しくは漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条で定める使用人に変更があつた日又は直近の違反行為の違反日から起算して過去5年以内のものを記入すること。

2. 労働に関する法令の遵守(第1号及び第3号)

Table with 3 columns: 属性, 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名), 労働に関する法令の違反の有無. Contains 6 rows for data entry.

いずれかに○をつける

※「属性」は、「申立者」の場合には「申」を、「役員」の場合には「役」を、「使用人」の場合には「使」を、それぞれ記入すること。

※「労働に関する法令の違反の有無」は、有の場合には当該違反の状況を、それぞれ別紙に記入すること。

※2者以上で申請する場合や、法人の役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条で定める使用人の数で欄が足りない場合には、適宜欄を増やすこと。

※法令の違反がある場合は、許可等の申請の日、相続等の届出の日、役員若しくは漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条で定める使用人に変更があつた日又は直近の違反行為の違反日から起算して過去5年以内のものを記入すること。

3. 船舶適格条件(起業の認可の場合には、不要)(第5号)

漁船の設備基準の適合	適 ・ 否 ・ 該当しない (20t未満)	いずれかに○をつける
船舶基準の適合 <沖合底びき網漁業のみ>	適 ・ 否	いずれかに○をつける
船舶基準の適合 <以西底びき網漁業のみ>	適 ・ 否	いずれかに○をつける

※「漁船の設備基準の適合」は、別添に掲げる許可を受けようとする船舶の区分に対応する設備基準を定める告示に適合しているか否かについて記入すること。

※「船舶基準の適合<沖合底びき網漁業のみ>」は、令和2年11月16日農林水産省告示第2228号(漁業法第41条第5号の農林水産大臣の船舶の基準を定める件。)の表の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないこと。ただし、次のいずれの基準にも適合する推進機関を有する船舶については、この限りでない。

イ 発電機関を兼ねるものであること。

ロ 同表の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないよう推進出力を制限する機器を備え付けていること。

ハ ロの機器を停止することができないようにするための措置を採っていること。

※「船舶基準の適合<以西底びき網漁業のみ>」は、船舶の推進機関の出力が1,030キロワットを超えないこと。

4. その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性(第6号)

破産手続又は特別清算手続を行っているか	行っていない ・ 行っている	いずれかに○をつける
---------------------	----------------	------------

(別添)

許可を受けようとする船舶の区分	設備基準を定める告示
1 漁業種類ごとに定められた別表1の期日から別表2の期日の前日までの間に建造許可（漁船法（昭和25年法律第178号）の規定による建造の許可をいう。以下同じ。）を受けた旧トン数適用船舶（昭和47年5月1日農林省告示第668号附則第4項の規定に該当する船舶を除く）	廃止前の昭和42年5月1日農林省告示第653号
2 漁業種類ごとに定められた別表2の期日から昭和52年7月31日までの間に建造許可を受けた旧トン数適用船舶	昭和47年5月1日農林省告示第668号
3 昭和52年8月1日から昭和57年7月17日までの間に建造許可を受けた旧トン数適用船舶	昭和52年6月30日農林省告示第635号により改正された昭和47年5月1日農林省告示第668号
4 昭和57年7月17日以前に建造許可を受けた船舶であって、昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶（7号の場合を除く）	昭和57年7月6日農林水産省告示第1090号により改正された昭和47年5月1日農林省告示第668号
5 昭和57年7月17日以前に建造許可を受けた旧トン数適用船舶であって、昭和57年7月18日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める修繕をいう。以下同じ。）が行われた船舶（7号の場合を除く）	
6 昭和57年7月18日から平成19年7月31日までの間に建造許可を受けた船舶（次号の場合を除く）	
7 平成19年7月31日以前に建造許可を受けた新トン数適用船舶であって、平成4年2月1日以降に船舶安全法（昭和8年法律第11号）第4条第1項に規定する無線電信又は無線電話を施設する船舶	平成3年12月4日農林水産省告示第1421号により改正された昭和47年5月1日農林省告示第668号
8 平成19年8月1日から平成28年3月31日までの間に建造許可を受けた船舶	平成19年7月25日農林水産省告示第960号
9 平成28年4月1日から令和2年11月30日までの間に建造許可を受けた船舶	平成28年4月1日農林水産省告示第637号により改正された平成19年7月25日農林水産省告示第960号
10 令和2年12月1日以降に建造許可を受けた船舶	令和2年11月16日農林水産省告示第2226号により改正された平成19年7月25日農林水産省告示第960号

(注1) 新トン数適用船舶とは、昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕に伴う船舶法（明治32年法律第46号）及びこれに基づ

く命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいい、旧トン数適用船舶とはそれ以外の船舶をいう。

（注2）かつお・まぐろ漁業、北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業及びいか釣り漁業にあっては、平成14年4月1日に承認漁業から移行し、指定漁業の許可を受けたものとみなされる者の使用する船舶であって、その際現に上表の許可を受けようとする船舶の区分に応じた設備基準を定める告示に適合していないものは、特定修繕が行われるまでの間は、当該告示に適合しているものとみなされる。

（注3）東シナ海はえ縄漁業、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業、かじき等流し網漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びずわいがに漁業にあっては、令和2年12月1日に特定大臣許可漁業から移行し、大臣許可漁業の許可を受けたものとみなされる者の使用する船舶であって、その際現に上表の許可を受けようとする船舶の区分に応じた設備基準を定める告示に適合していないものは、特定修繕が行われるまでの間は、当該告示に適合しているものとみなされる。

別表1 漁業種類ごとの期日

漁業種類	期日
沖合底びき網漁業	昭和42年8月1日
以西底びき網漁業	昭和42年9月1日
遠洋底びき網漁業	昭和42年9月1日
大中型まき網漁業	昭和42年11月1日
基地式捕鯨業	昭和42年12月1日
母船式捕鯨業	昭和42年10月12日
かつお・まぐろ漁業	昭和42年9月1日
中型さけ・ます流し網漁業	昭和43年4月1日

別表2 漁業種類ごとの期日

漁業種類	期日
沖合底びき網漁業	昭和47年8月1日
以西底びき網漁業	昭和47年9月1日
遠洋底びき網漁業	昭和47年9月1日
大中型まき網漁業	昭和47年11月1日
基地式捕鯨業	昭和47年12月1日
母船式捕鯨業	昭和47年10月12日
かつお・まぐろ漁業 (総トン数70トン以上80トン未満の場合)	昭和47年9月1日 (昭和47年5月1日)
中型さけ・ます流し網漁業	昭和48年3月1日

漁業関係法令違反及び労働関係法令違反の状況について

年 月 日

農林水産大臣 殿

(申告者)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(申告の対象者)

氏名

(法人にあつては、その役員又は政令で定める使用人の氏名)

※法人がその役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条で定める使用人について申告する場合に記入

過去5年間の漁業に関する法令違反及び労働に関する法令違反の状況については、下記のとおりで間違いありません。
なお、許可及び起業の認可の期間中に法令違反があった場合には、法令違反の処分が確定した旨の通知を受けた日から14日以内に、これまでで申告した違反状況に追加して申告いたします。

1. 漁業に関する法令の違反状況

Table with columns: 根拠法令, 違反条項(条項号), 違反年月日, 確定判決日, 確定判決の内容, 両罰規定に該当する場合は□にチェックを入れること, 行政処分(処分通知日). Includes rows for 懲役, 禁固, 罰金, 科料, 拘留 and a section for 被処分者と申告者の関係.

【注意事項】

- ※「根拠法令」は、下記「漁業関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。
※「両罰規定」とは、事業主である法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務又は財産に関して、漁業関係法令に違反する行為を行い、禁固以上の刑に処せられた場合において、当該法人又は人に対しても当該違反により罰金刑を科すことをいう(漁業法第197条)。
※「処分通知日」は、農林水産大臣の処分に限る(根拠法令は以下のA1、A8)。

漁業関係法令リスト

- A1. 漁業法(昭和24年法律第267号)
A2. 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
A3. 鱧虎鰐鮒獣獲取締法(明治45年法律第21号)
A4. 外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)
A5. 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)
A6. 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
A7. 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律103号)
他これらの法律に基づく命令
A8. 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)
A9. 瀬戸内海漁業取締規則(昭和26年農林省令第62号)
A10. 水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)
A11. 各都道府県漁業調整規則

(労働関係法令違反状況は裏面へ)

2. 労働に関する法令の違反状況

根拠 法令	違反条項 (条 項 号)	違反 年月日	司法処分			
			確定 判決日	確定判決の内容		
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日	円	<input type="checkbox"/>
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との関係		処 分 内 容	懲役 禁固	年 月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日	円	<input type="checkbox"/>
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との関係		処 分 内 容	懲役 禁固	年 月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日	円	<input type="checkbox"/>
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との関係		処 分 内 容	懲役 禁固	年 月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日	円	<input type="checkbox"/>
□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との関係		処 分 内 容	懲役 禁固	年 月	

【注意事項】

※「根拠法令」は、下記「労働関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。

※「両罰規定」とは、事業主である法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務又は財産に関して、労働関係法令に違反する行為を行い、禁錮以上の刑に処せられた場合において、当該法人又は人に対しても当該違反により罰金刑を科すことをいう(漁業法第197条)。

労働関係法令リスト

- B1. 健康保険法(大正11年法律第70号)
- B2. 船舶安全法(昭和8年法律第11号)
- B3. 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- B4. 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)
- B5. 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- B6. 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- B7. 船員法(昭和22年法律第100号)
- B8. 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)
- B9. 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- B10. 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)
- B11. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- B12. 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- B13. 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- B14. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)
- B15. 他これらの法律に基づく命令

適格性に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第41条第1項第2号から第4号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 2 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条において定める使用人のうちに法第41条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

財務の状況についての報告書
(個人経営体)

年 月 日

水産庁長官 殿

住所

氏名

財務の状況については、下記のとおりであることを報告します。

I 期間

年 (1月 ~ 12月)

II 財務の状況

表1

科目	金額 (円)
① 営業利益	
② 減価償却費	
③ 償却前利益(①+②)	
④ 水産庁長官が特に認める収入	
⑤ 償却前利益(特別収入を含む。)(③+④)	

※ 「水産庁長官が特に認める収入」は、「漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の指針」に規定する「水産庁長官が特に認める収入」について(令和2年11月16日付け2水漁第876号水産庁長官通知)で定める収入とし、その種類ごとに記載すること。

※ 「水産庁長官が特に認める収入」は、③に含まれる収入は記載しないほか、③が黒字の場合には記載不要。

※ 「償却前利益(特別収入を含む。)」は、③が黒字の場合には記載不要。

※ 網掛けは自動計算のため、それ以外の箇所について記入すること。

表2

(漁業の種類:)

	a 乗組員当たり	b 努力量等当たり	c 船又は船団数当たり	d 対象魚種
⑥ 数値(a~c)、対象魚種(d)				
⑦ 生産量 (トン)				
⑧ 生産額 (円)				
⑨ 指標値(生産量)(a~c:⑦/⑥, d:⑦)				
⑩ 指標値(生産額)(a~c:⑧/⑥, d:⑧)				

※ 「表2」は、表1が黒字の場合には記載不要。

※ 「表2」は、異なる漁業種類の許可を有する者にあつては、当該漁業の種類ごとに記載すること。

※ 「a 乗組員当たり」「b 努力量等当たり」「c 船又は船団数当たり」「d 対象魚種」は、「漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の指針」(令和2年6月30日付け2水漁282号水産庁長官通知)第1の2(1)~(17)アのa~dに定めるもの。

※ 網掛けは自動計算のため、それ以外の箇所について記入すること。

表3

◎は必須記載事項とし、◎以外の科目については可能な範囲で記載してください。

		科目	金額 (円)
◎	売上(収入)金額	漁業による収入	
		その他	
◎	売上(収入)金額	売上(収入)金額 ※漁業、水産加工業等の事業収入 (労賃収入、年金収入、雑収入は除く)	
		経費	
	売上原価	専従者給与	
		利子割引料	
		雑費	
◎	売上原価	※経費+専従者給与-利子割引料-雑費	
◎	営業利益 (①)	※売上金額-売上原価	
	営業外損益	※労賃収入+年金収入+雑収入-利子割引料-雑費	
	経常利益	※営業利益+営業外損益	
◎	減価償却費 (②)		

財務の状況についての報告書
(法人経営体)

年 月 日

水産庁長官 殿

住所

名称

氏名(代表者)

財務の状況については、下記のとおりであることを報告します。

I 期間

年 月 日 ~ 年 月 日

II 財務の状況

表1

	科目	金額 (円)
①	営業利益	
②	減価償却費(⑪+⑫)	
③	償却前利益(①+②)	
④	水産庁長官が特に認める収入	
⑤	償却前利益(特別収入を含む。)(③+④)	

※ 「水産庁長官が特に認める収入」は、「漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の指針」に規定する「水産庁長官が特に認める収入」について(令和2年11月16日付け2水漁第876号水産庁長官通知)で定める収入とし、その種類ごとに記載すること。

※ 「水産庁長官が特に認める収入」は、③に含まれる収入は記載しないほか、③が黒字の場合には記載不要。

※ 「償却前利益(特別収入を含む。)」は、③が黒字の場合には記載不要。

※ 網掛けは自動計算のため、それ以外の箇所について記入すること。

表2

(漁業の種類:)

		a 乗組員当たり	b 努力量等当たり	c 船又は船団数当たり	d 対象魚種
⑥	数値(a~c)、対象魚種(d)				
⑦	生産量 (トン)				
⑧	生産額 (円)				
⑨	指標値(生産量)(a~c:⑦/⑥, d:⑦)				
⑩	指標値(生産額)(a~c:⑧/⑥, d:⑧)				

※ 「表2」は、表1が黒字の場合には記載不要。

※ 「表2」は、異なる漁業種類の許可を有する者にあつては、当該漁業の種類ごとに記載すること。

※ 「a 乗組員当たり」「b 努力量等当たり」「c 船又は船団数当たり」「d 対象魚種」は、「漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の指針」(令和2年6月30日付け2水漁282号水産庁長官通知)第1の2(1)~(17)アのa~dに定めるもの。

※ 網掛けは自動計算のため、それ以外の箇所について記入すること。

表3

◎は必須記載事項とし、◎以外の科目については可能な範囲で記載してください。

決算期 年 月 日 ~ 年 月 日

		科目	金額 (円)		
◎	売上高	漁労売上高			
		その他			
◎		売上高合計			
	売上原価	期首棚卸高			
		製造原価	労務費		
			漁船・漁具費		
			油費		
			材料費及び経費	えさ代	
				種苗代	
				修繕費	
				租税公課	
				減価償却費	
				その他	
				材料費及び経費合計	
			製造原価合計		
			期末棚卸高		
◎		漁労売上原価合計			
		その他			
◎		売上原価合計			
◎		(売上原価合計のうち減価償却費) (⑪)			
◎		売上総利益			
	販売費及び一般管理費	漁労販売費及び一般管理費			
		給料手当・役員報酬			
		販売手数料			
		租税公課			
		減価償却費			
		その他			
		漁労販売費及び一般管理費合計			
		その他			
◎		販売費及び一般管理費合計			
◎		(販売費及び一般管理費合計のうち減価償却費) (⑫)			
◎		営業利益(①)			
		営業外収益			
	営業外費用	支払利息及び割引料			
		その他			
		営業外費用合計			
		経常利益			
		特別利益			
		特別損失			
		税引前当期純利益			
		法人税、住民税及び事業税			
		当期純利益			